

○警察力強化推進委員会設置要綱

令和 5 年 9 月 19 日

務 第 1 8 5 1 号

警 察 本 部 長

警察力強化推進委員会設置要綱の制定について（通達）

警察力の強化について、迅速かつ柔軟に検討可能な体制を構築するため、別添のとおり警察力強化推進委員会設置要綱を制定し、令和 5 年 9 月 19 日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別添

警察力強化推進委員会設置要綱

1 設置

埼玉県警察本部に、警察力強化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、警察力の強化を図るため、警察運営に係る当面の課題等について検討することを任務とする。

なお、具体的検討項目は、別途通知する。

3 委員会の構成等

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、警察本部長をもって充てる。
- (3) 委員は、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、さいたま市警察部長兼第一方面本部長、警察学校長、総務部財務局長、警務部監察官室長、生活安全部サイバー局長及び刑事部組織犯罪対策局長をもって充てる。
- (4) 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (5) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議への出席を求めることができる。
- (6) 委員会の会議は対面式に限らず、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を回覧し意見を募るなどの方法により開催することができるほか、埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第54条第1項に規定する部長会議に諮ることをもって、会議の開催に代えることができる。
- (7) 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。ただし、4に定める幹事会が編成されている場合であって、委員会に諮る議題が当該幹事会に係る内容であるときは、当該幹事会の庶務を担当する所属がその庶務を処理するものとする。

4 幹事会の編成等

- (1) 委員長は、委員会において検討する項目ごとに、その内容に応じた幹事会を編成することができる。
- (2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

- (3) 幹事長は、委員のうち、委員長が指名した職員をもって充て、幹事は、企画調整会議設置要綱（昭和57年埼例規第15号・務）に規定する企画調整会議の構成員（関東管区情報通信部通信庶務課長を除く。）をもって充てる。
- (4) 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (5) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会の会議への出席を求めることができる。
- (6) 幹事会の会議は対面式に限らず、書面を回覧し意見を募るなどの方法により開催することができるほか、企画調整会議に諮ることをもって、会議の開催に代えることができる。
- (7) 幹事長は、幹事長が指名する職員をもって構成し、幹事長が付託した事項について検討等を行うプロジェクトチームを編成することができる。
- (8) 幹事会及びプロジェクトチームの庶務は、委員長又は当該幹事会の幹事長が指名する所属において処理する。

実施日

この通達は、令和5年9月19日から実施する。